

事 務 連 絡
令和7年3月27日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に伴う建設業関係事務の特例（営業所の仮移転に係る特例）に関しては、「東日本大震災に伴う建設業関係事務の取扱いの延長について（令和5年1月24日付け地方整備局等あて（都道府県参考送付）事務連絡）」により、令和7年3月末をもってその取扱いが終了する予定でしたが、今般、被災地の状況等を鑑み、本特例については令和12年3月31日まで延長することとなりました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・別紙 各地方整備局への通知文（都道府県参考送付）

【担当】事業部 三浦 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
